別紙

消防予第３２１号
消防危第１５５号
平成２５年８月１９日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
消防庁危険物保安室長
（公印省略）

多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について

平成25年８月15日、京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました（別紙１参照）。当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

花火大会、夏祭り、秋祭り等の多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意が必要です。

つきましては、同様の事故を防止するため、多数の観客等が参加する行事の開催を把握した際は、事前に関係者に火災予防上の指導を実施するとともに、積極的に現地におもむき、露店業者等に対し、特に下記の事項に留意の上、火災予防上の指導を実施するようお願いいたします。

なお、消防庁ホームページでは、本火災を踏まえたガソリンの安全な取扱いに関する啓発資料（別紙２参照）をまとめましたので、関係者への指導等に御活用ください。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1　ガソリン等の貯蔵・取扱いへの指導に係る留意事項

（1）ガソリンの火災危険性に関する周知

火気を使用する屋台等においてガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、当該施設の関係者に対して、ガソリンは引火点が約－４０℃と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏えいすると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があることについて改めて周知されたいこと。

（2）金属製容器の保管時の注意事項

ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いを実施すること。

その場合においても火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。

（3）ガソリンを注油する際の注意事項

ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。発電機の稼働中には断じて注油しないこと。

なお、特に夏季においては、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、その取扱いに当たっては吹きこぼしが起こらないように注意すること。

2　火気器具を使用する屋台等への指導に係る留意事項

火災予防条例で定める事項に加え、屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

また、プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

〈問い合わせ先〉
消防庁予防課　福井、増沢
電話：03-5253-7523
消防庁危険物保安室　三浦、鈴木、中嶋
電話：03-5253-7524

別紙１

京都府福知山市花火大会火災

消防庁災害対策室
平成２５年8月１９日
１９時３０分現在

１　発生日時等

発生時刻：平成２５年　8月１５日１９時２８分頃
覚知時刻：平成２５年　8月１５日１９時２９分
鎮火時刻：平成２５年　8月１５日１９時４０分

２　発生場所

住所：京都府福知山市　由良川左岸（音無瀬橋下流約６０ｍ）

３　死傷者

死　　者　３人（男性２人　女性１人）
その他の負傷者　５６人（うち重症１６人　中等症１４人　軽症２６人）

４　火災の概要等

露天商店舗が発電機に使用していたガソリンの火災により負傷者が多数発生したもの。
火災原因の詳細を調査中

５　消防機関等の活動状況

現場警戒で待機していた福知山市消防団が消火活動を実施。
福知山市消防本部は火災による負傷者を救急車６台、指揮隊車１台、市役所大型バス１台で搬送（ほか警察車両１台も搬送を実施）。

６　消防庁の対応

8月１５日　２１時４５分　京都府から第１報受領
　　　　　２３時３０分　京都府から第２報受領
消防庁危険物保安室において危険物保安室長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
8月１６日　１時０３分　京都府から第３報を受領
　　　　　１０時００分　現地調査のため消防庁職員２名及び消防研究センター職員４名を派遣（消防法第３５条の３の２の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査）
8月１７日　２１時１８分　京都府から第４報を受領
8月１９日　１３時００分　京都府から第５報を受領
各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長及び危険物保安室長から

「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（平成２５年８月１９日付け消防予第３２１号・消防危第１５５号）を通知

通知が掲載されている消防庁ホームページURL

http://www.fdma.go.jp/bn/2013/

１９時２０分　京都府から第６報を受領

＜連絡先＞

消防庁危険物保安室

三浦　鈴木　黒木

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

別紙２

福知山市花火大会火災を踏まえた
イベント会場等におけるガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項

《ガソリンの特性》

- 引火点は－４０℃程度と低く、極めて引火しやすい。
- 揮発しやすく、その蒸気は空気より約３～４倍重いので、滞留しやすく可燃性の雰囲気が広範囲に形成されやすい。
- 電気の不良導体であるため、流動等の際に発生した静電気が蓄積しやすい。

《貯蔵・取扱い時の留意事項》

- ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用いない。例えばガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があります。また、消火器を必ず準備しましょう。
- ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすることが必要です。特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- 取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書等に書かれた容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払いましょう。万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入りの制限等が必要です。衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで大量の水と石けんで洗い流しましょう。
- ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。

ガソリンの貯蔵に適した容器の例
（金属製容器であることが必要）

ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
（樹脂製容器は火災危険性が高い）